



三重県公報

平成30年9月21日（金）

第 3042 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
605	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(地 域 福 祉 課)	2
606	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	2
607	生活保護法の規定による指定施術者からの事業の廃止の届出	(同)	2
608	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	2
609	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	3
610	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定施術者からの事業の廃止の届出	(同)	3
611	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	3
612	同件	(同)	4
613	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新	(同)	4
614	同件	(同)	5
615	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	5
616	同件	(同)	6
617	同件	(同)	7
訓 令			
11	三重県料程表に関する訓令を廃止する訓令	(人 事 課)	8
公 告			
	三重県環境影響評価条例による聴取会を開催する旨	(地球温暖化対策課)	9
	認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新を行った旨	(ダイバーシティ社会推進課)	9
	農用地利用配分計画の認可	(担 い 手 支 援 課)	10

告 示

三重県告示第 605 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 30 年 9 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	申請（開設）者名	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
上野訪問看護ステーション“伊いね”	上野ハウス株式会社	訪問看護	所在地	伊賀市上野田端町 918 番地 2	伊賀市上野東町 2922-4-1	平成 30 年 7 月 17 日
上野訪問看護ステーション“伊いね”	上野ハウス株式会社	介護予防訪問看護	所在地	伊賀市上野田端町 918 番地 2	伊賀市上野東町 2922-4-1	平成 30 年 7 月 17 日
ヨナハ訪問看護ステーション	医療法人尚徳会	訪問看護	所在地	桑名市江場 776-5	桑名市星見ヶ丘 7 丁目 121	平成 30 年 8 月 1 日
ヨナハ訪問看護ステーション	医療法人尚徳会	介護予防訪問看護	所在地	桑名市江場 776-5	桑名市星見ヶ丘 7 丁目 121	平成 30 年 8 月 1 日

三重県告示第 606 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

平成 30 年 9 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
窪堀 政夫	あったか骨盤整骨院	名張市鴻之台 1 番町 48-1 ヤマタケビル 1 階	平成 30 年 7 月 11 日
岡嶋 祐子	あったか骨盤整骨院	名張市鴻之台 1 番町 48-1 ヤマタケビル 1 階	平成 30 年 7 月 11 日
末永 加奈	あったか骨盤整骨院	名張市鴻之台 1 番町 48-1 ヤマタケビル 1 階	平成 30 年 7 月 11 日
末永 伸吾	あったか骨盤整骨院	名張市鴻之台 1 番町 48-1 ヤマタケビル 1 階	平成 30 年 7 月 11 日
船田 裕子	あったか骨盤整骨院	名張市鴻之台 1 番町 48-1 ヤマタケビル 1 階	平成 30 年 7 月 11 日
藪中 俊一	あったか骨盤整骨院	名張市鴻之台 1 番町 48-1 ヤマタケビル 1 階	平成 30 年 7 月 11 日

三重県告示第 607 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定施術者から事業の廃止の届出がありました。

平成 30 年 9 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	廃止年月日
末永 伸吾	末永はり灸接骨院	名張市つつじが丘北 6 番町 1 番地	平成 29 年 6 月 1 日

三重県告示第 608 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第54条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

平成30年9月21日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	申請（開設）者名	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
上野訪問看護ステーション“伊いね”	上野ハウス株式会社	訪問看護	所在地	伊賀市上野田端町 918 番地 2	伊賀市上野東町 2922-4-1	平成 30 年 7 月 17 日
上野訪問看護ステーション“伊いね”	上野ハウス株式会社	介護予防訪問看護	所在地	伊賀市上野田端町 918 番地 2	伊賀市上野東町 2922-4-1	平成 30 年 7 月 17 日
ヨナハ訪問看護ステーション	医療法人尚徳会	訪問看護	所在地	桑名市江場 776-5	桑名市星見ヶ丘 7 丁目 121	平成 30 年 8 月 1 日
ヨナハ訪問看護ステーション	医療法人尚徳会	介護予防訪問看護	所在地	桑名市江場 776-5	桑名市星見ヶ丘 7 丁目 121	平成 30 年 8 月 1 日

三重県告示第 609 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

平成30年9月21日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
窪堀 政夫	あったか骨盤整骨院	名張市鴻之台 1 番町 48-1 ヤマタケビル 1 階	平成 30 年 7 月 11 日
岡嶋 祐子	あったか骨盤整骨院	名張市鴻之台 1 番町 48-1 ヤマタケビル 1 階	平成 30 年 7 月 11 日
末永 加奈	あったか骨盤整骨院	名張市鴻之台 1 番町 48-1 ヤマタケビル 1 階	平成 30 年 7 月 11 日
末永 伸吾	あったか骨盤整骨院	名張市鴻之台 1 番町 48-1 ヤマタケビル 1 階	平成 30 年 7 月 11 日
船田 裕子	あったか骨盤整骨院	名張市鴻之台 1 番町 48-1 ヤマタケビル 1 階	平成 30 年 7 月 11 日
藪中 俊一	あったか骨盤整骨院	名張市鴻之台 1 番町 48-1 ヤマタケビル 1 階	平成 30 年 7 月 11 日

三重県告示第 610 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術者から事業の廃止の届出がありました。

平成30年9月21日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	廃止年月日
末永 伸吾	末永はり灸接骨院	名張市つつじが丘北 6 番町 1 番地	平成 29 年 6 月 1 日

三重県告示第 611 号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事

国内産農産物（玄米）

- 4 登録の区分
品位等検査
- 5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域
三重県
- 6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
中川 繁樹	██████ ██████	玄米	K2424437
田上 恵介	██████ ██████ ██████	玄米	K2427438
西山 真由	██████ ██████	玄米	K2427051
北川 裕一	██████ ██████	玄米	K2428048
筒井 祐喜	██████ ██████ ██████ ██████ ██████ ██████	玄米	K2428049
溝口 隆之	██████ ██████	玄米	K2428050
鎌倉 恵子	██████ ██████	玄米	K2429439

- 7 登録の更新日
平成 30 年 8 月 3 日

三重県告示第 614 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下、「法」といいます。）第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

平成 30 年 9 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 登録年月日及び登録番号
平成 15 年 9 月 3 日 第 26 号
- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
有限会社 藤原ファーム	代表取締役 近藤 正治	いなべ市藤原町古田 1162 番地

- 3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類
国内産農産物（玄米）
- 4 登録の区分
品位等検査
- 5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域
三重県
- 6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
近藤 健治	██████ ██████ ██████	玄米	K2414436

- 7 登録の更新日
平成 30 年 9 月 3 日

三重県告示第 615 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、
1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき

事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成30年9月21日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル津藤方店

津市藤方字西太田 571 番 1 ほか

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号	永田 久男

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号	楢木野 仁司

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号	永田 久男

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号	楢木野 仁司

3 変更年月日

平成29年6月19日

4 変更理由

代表取締役の交代があったため

5 届出の日

平成30年9月4日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成30年9月21日から平成31年1月21日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第616号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成30年9月21日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル四日市南店

四日市市小古曾東三丁目 2263-1 ほか

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) スーパーセンタートライアル四日市南店

(変更後) スーパーセンタートライアル四日市南店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号	永田 久男

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号	楢木野 仁司

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号	永田 久男

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号	楢木野 仁司

3 変更年月日

2(1) 平成 29 年 2 月 22 日

2(2) (3) 平成 29 年 6 月 19 日

4 変更理由

2(1) 店舗の正式名が確定したため

2(2) (3) 代表取締役の交代があったため

5 届出の日

平成 30 年 9 月 4 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 30 年 9 月 21 日から平成 31 年 1 月 21 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 617 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 30 年 9 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル松阪店

松阪市東町 88-2 ほか

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の名称
 (変更前) (仮称) スーパーセンタートリアル松阪店
 (変更後) スーパーセンタートリアル松阪店
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社トリアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号	永田 久男

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社トリアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号	楢木野 仁司

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社トリアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号	永田 久男

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社トリアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号	楢木野 仁司

3 変更年月日

- 2(1) 平成 26 年 3 月 5 日
 2(2) (3) 平成 29 年 6 月 19 日

4 変更理由

- 2(1) 店舗の正式名が確定したため
 2(2) (3) 代表取締役の交代があったため

5 届出の日

平成 30 年 9 月 4 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 30 年 9 月 21 日から平成 31 年 1 月 21 日まで
 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

訓 令

三重県訓令第 11 号

庁 中 一 般
 地 域 機 関

三重県料程表に関する訓令を廃止する訓令を次のように定める。

平成 30 年 9 月 21 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

三重県料程表に関する訓令を廃止する訓令
 三重県料程表に関する訓令（昭和 38 年三重県訓令第 19 号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

三重県環境影響評価条例（平成10年三重県条例第49号）第20条第2項の規定により、聴取会を次のとおり開催します。

平成30年9月21日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
三重中央開発株式会社 代表取締役社長 金子 文雄
伊賀市予野字鉢屋 4713 番地
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
第8期管理型最終処分場建設事業（廃棄物処理施設の設置又は変更の事業）
敷地面積 約23ha
- 3 対象事業実施区域
伊賀市予野字奥甘味及び字塔ノ木地内
- 4 聴取会の開催の日時及び場所
平成30年10月25日（木）午後7時から（開場 午後6時30分）
三重県伊賀庁舎中会議室（伊賀市四十九町2802番地）
- 5 意見を聴こうとする事項
第8期管理型最終処分場建設事業に係る環境影響評価準備書に関する環境の保全の見地からの意見
- 6 意見陳述の申出に関する事項
聴取会に出席して意見を陳述しようとする方は、申出期限までに次に掲げる事項を記載した書類（任意様式）を申出先まで提出してください。
 - (1) 申出書の記載事項
ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに聴取会において意見を述べようとする者の氏名及び役職名）
イ 対象事業の名称
ウ 環境の保全の見地からの意見の要旨（日本語で記載する。）
エ 意見陳述の申出人の電話番号（通常の連絡先及び緊急の連絡先）
 - (2) 申出先
〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県環境生活部地球温暖化対策課
電話番号 059-224-2366 ファクシミリ 059-229-1016
 - (3) 申出方法
持参、郵送又はファクシミリ
 - (4) 申出期限
平成30年10月11日（木）（午後5時必着）
- 7 その他
意見陳述の申出が多数の場合は、意見陳述人は抽選により選定することがあります。
申出期限までに意見陳述の申出が無い場合には、聴取会は開催しません。また、天災その他やむを得ない理由により、聴取会の日時、会場等を変更することがあります。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第2項に規定する認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新を行いましたので、同条第5項において準用する同法第49条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成30年9月21日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 更新年月日
平成30年8月15日
- 2 有効期間を更新した認定特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
認定特定非営利活動法人 森林の風
 - (2) 代表者の氏名
瀧口 邦夫

- (3) 主たる事務所の所在地
四日市市三滝台四丁目 15 番地 7
- (4) その他の事務所の所在地
三重郡菟野町大字千草字東江野 7045 番 82
- (5) 更新後の認定の有効期間
平成 30 年 9 月 3 日から平成 35 年 9 月 2 日まで
- (6) 定款に記載された目的

この法人は、県民及び国民に対して、豊かな森を育て未来に継承するための森林づくり及び多くの人々が森に関わり、緑の大切さを伝えることに関する事業を行い、もって自然環境の保護に寄与することを目的とする。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

（「次のとおり」は省略し、当該計画を三重県農林水産部担い手支援課に備え置いて縦覧に供します。）

平成 30 年 9 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社 種村牧場	いなべ市藤原町大貝戸 2496-1	いなべ市藤原町本郷字天白 323-1 ほか 6 筆
農事組合法人 東貝野良質米営農組合	いなべ市北勢町東貝野 950-1	いなべ市北勢町東貝野字小盛 2841 ほか 1 筆
農事組合法人 小原一色集落営農組合	いなべ市北勢町小原一色 1059 番地	いなべ市北勢町小原一色字下笹野 2395 ほか 1 筆
株式会社 神尾農園	鈴鹿市矢橋一丁目 25-5	鈴鹿市矢橋町老丁田 378 ほか 1 筆
株式会社 ライスセンターいとう	鈴鹿市若松西四丁目 20-13	鈴鹿市岸岡町高田 3289 ほか 7 筆
株式会社 三重コンバイン	津市大里山室町 297-1	津市栗真小川町坂下 42-1 ほか 2 筆
株式会社 石橋グリーンファーム	津市一志町石橋 249 番地	津市一志町大仰大境目 3055 ほか 2 筆
江尻 潜	度会郡大紀町大内山 3088-2	度会郡大紀町大内山駒ヶ瀬沖 6581 番ほか 2 筆
株式会社 ヒラキファーム	伊賀市下神戸 2309	伊賀市岡波釜原 1717 ほか 136 筆
株式会社 オレンジアグリ	南牟婁郡御浜町下市木 2281-2	南牟婁郡御浜町阿田和長谷折谷 6829
井賀 淳也	南牟婁郡紀宝町井田 1999-36	南牟婁郡紀宝町大里高井 3755

2 農用地利用配分計画の認可日

平成 30 年 9 月 21 日

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
